一　（略）

この式において、P_{N2}、P_a、P_b、N_{N2}、R、t、k、Q_{N2}及びeは、それぞれ次の値を表すものとする。

P_{N2}・P_a　（略）

P_b　当該区間が始まる時点のゲージ圧力（第四項及び第五条において「圧力」という。）（単位　キロパスカル）

N_{N2}～e　（略）

二　（略）

4　（略）

（準用）

第四条　（略）

（厚生労働大臣が定める場所）

第五条　規則第二十五条の二第二項ただし書の厚生労働大臣が定める場所は、潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部（以下この条において単に「内部」という。）の気体が、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める値未満の酸素分圧である酸素、窒素又はヘリウムである場所とする。

一　内部の圧力が〇・八メガパスカル以下である場合　次に定める式により求めた酸素分圧

$PO_2=120P+21$

この式において、PO_2及びPは、それぞれ次の値を表すものとする。

P　酸素分圧（単位　キロパスカル）

内部の圧力（単位　メガパスカル）

二　内部の圧力が〇・八メガパスカルを超える場合　百十七キロパスカル

一　（略）

この式において、P_{N2}、P_a、P_b、N_{N2}、R、t、k、Q_{N2}及びeは、それぞれ次の値を表すものとする。

P_{N2}・P_a　（略）

P_b　当該区間が始まる時点のゲージ圧力（第四項において「圧力」という。）（単位　キロパスカル）

N_{N2}～e　（略）

二　（略）

4　（略）

（準用）

第四条　（略）

（新設）

○農林水産省告示第三百二十八号

肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第十九条の二第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第七百一号（肥料取締法施行規則第十九条の二第一項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年二月九日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
農林水産大臣の定める普通肥料	農林水産大臣の定める表示事項
（略）	（略）
5　動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の(1)に定める動物由来たん白質であって、同(1)の表の第2欄に定める確認済ゼラチン等以外のものをいう。）が原料として使用された普通肥料（6に掲げるものを除く。）	（略）
（略）	（略）

改正前	
農林水産大臣の定める普通肥料	農林水産大臣の定める表示事項
（略）	（略）
5　動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の(1)のア、イ又はウに定めるほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。）が原料として使用された普通肥料（6に掲げるものを除く。）	（略）
（略）	（略）

附　則

この告示は、平成三十年二月九日から施行する。